

写

25消安第5777号  
環水大土発第1403282号  
平成26年3月28日

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項ただし書に規定する特定農薬（通称「特定防除資材」という。）は、平成14年の法改正による無登録農薬の製造及び使用等の規制強化に伴い、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかな農薬にまで登録の義務を課すことは過剰規制になるため、同項の登録を必要としないものとして創設された。現在、平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件。以下「告示」という。）により指定されている特定農薬の一つに天敵\*がある。

天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵の使用（以下「天敵の増殖利用」という。）の際の留意事項について「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」（平成21年3月2日付け20消安第11885号・環水大土発第090302001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「留意事項通知」という。）において指導してきたが、別添の経緯を踏まえ、今般、天敵の使用、増殖又は販売に伴う自然環境や生態系への悪影響を避けるため、告示に規定する天敵の範囲及

び使用等に当たり留意すべき事項を下記のとおり取りまとめた。

貴職におかれては、天敵の使用、増殖又は販売に係る者に対し、関係法令等において定められている農薬の使用、製造及び販売時に遵守すべき事項に加え、天敵の性質に留意し、本通知を踏まえた適切な対応がなされるよう、指導の徹底をお願いします。

なお、これに伴い、留意事項通知は廃止する。

※昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）にあっては、当該離島内）で採取されたもの

## 記

### 第1 指定対象の範囲

法第2条第1項の規定に基づき、告示に規定するとおり、特定農薬として指定する天敵は、昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島にあっては、当該離島内。以下同じ。）で採取されたもの（以下「土着天敵」という。）に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。

### 第2 土着天敵を使用、増殖及び販売する者が留意すべき事項

#### 1 土着天敵の使用について

##### （1）法令に基づき遵守事項

土着天敵は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内において使用すること。

##### （2）その他の留意事項

土着天敵の使用に当たっては、使用場所、使用年月日及び使用数量等を記録すること。

#### 2 土着天敵の増殖について

##### 法令に基づき遵守事項

（1）土着天敵を増殖する者（専ら自己の使用のため増殖する者は除く。以下同じ。）は、法第10条の規定に基づき、帳簿を備え付け、これに増殖を行う規模等（土着天敵の名称、増殖数量等）を記載し、少なくとも3年間保存すること。

（2）土着天敵を増殖する者は、法第10条の2第1項及び第2項に基づき、増殖した土着天敵の数量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は誤解の生じるおそれのある名称を用いないこと。

（3）土着天敵の増殖を行う場所は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内に限ること。

#### 3 土着天敵の販売について

##### （1）法令に基づき遵守事項

- ①採取又は増殖した土着天敵を販売する者（以下「販売者」という。）は、法第 8 条第 1 項の規定に基づく販売者の届出を販売する者の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。
  - ②販売者は、土着天敵を販売する際、次の点を確認し、法第 9 条に基づき、特定農薬として指定されていない天敵を販売しないこと。
    - ・販売する土着天敵が使用場所と同一の都道府県内で採取されたものであること。
    - ・販売先の所在地及び使用される場所が採取場所と同一の都道府県内であること。
  - ③販売者は、法第10条に基づき、帳簿を備え付け、これに土着天敵を販売した年月日、販売先及び販売数量を記載し、少なくとも 3 年間保存すること。
  - ④販売者は、法第10条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、販売する土着天敵の数量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は誤解の生じるおそれのある名称を用いないこと。
- (2) その他の留意事項
- ①販売者は、販売先における再増殖の規模等及び再販売の有無を確認すること。
  - ②増殖した土着天敵を再販売する者は、3 (1) 及び (2) ①に定める販売者の管理措置をとること。
  - ③販売者と販売を受ける者（以下「購入者」という。）は、1 から 3 までに定める管理措置を確実に実施するため、土着天敵の取扱いに関する取決めを書面で締結すること。

### 第 3 その他

- 1 土着天敵の販売について、販売者から法第 8 条第 1 項の規定に基づく届出を受けた都道府県は、当該販売者及び購入者に対し、遺漏無く本通知に関する必要な指導を行うこと。
- 2 土着天敵の数量とは、その頭数又は重量を指し、数量を正確に測定することが難しい場合は、その概数で示すこととして差し支えない。
- 3 販売には販売以外の授与を含み、購入には譲受けも含まれる。

## 特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項に係る通知の 発出の経緯について

### 1 特定農薬について

平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）により指定されている特定農薬として、「エチレン\*」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）\*」、「重曹」、「食酢」及び「天敵」の5資材がある。

### 2 留意事項通知の発出の経緯

特定農薬のうち、天敵については、採取された場所と異なる都道府県で使用された場合に自然環境や生態系に対して有害な影響をもたらす可能性が否定できないことから、告示において特定農薬の範囲について、使用場所と同一の都道府県内で採取されたものに限っている。

指定した当初、採取したものを増殖して使用する場合、増殖、販売及び使用に係る管理措置が適切に図られず、自然環境や生態系に有害な影響を与える可能性が否定できなかったことから、天敵の増殖利用を認めていなかった。

その後、天敵の増殖利用に係る管理措置の内容の提案を受け、平成20年11月21日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合で審議した結果、管理措置が適切に実施されるのであれば、天敵の増殖利用を認めて差し支えないとされた。このため、管理措置の内容を記載した留意事項通知を発出することとした。

### 3 本通知の発出の経緯

平成25年11月1日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合において、留意事項通知には記されていなかった天敵の範囲及び天敵を増殖する場所についても明記した上で、天敵の使用、増殖又は販売に関して改めて使用者等に対し、情報提供することが適切であるとされた。

これを踏まえ、天敵の使用、増殖又は販売に伴う自然環境や生態系への悪影響を避けるため、告示に規定する天敵の範囲及び天敵を使用等に当た

り留意すべき事項を定め、新たに通知を発出することとした。

※平成26年3月28日農林水産省・環境省告示第2号（特定農薬を指定する件の一部を改正する件）が公布され、新たに追加されたもの。